

平成25年度 第1回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成25年7月25日(木) 生駒市役所 4階 401・402会議室			
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸			
	事務局	今井企画財政部長・細川契約検査課長・上村契約検査課主幹・中谷検査係長・西田契約係長・澁谷契約係主査・堀口契約係職員		
	抽出案件 説明 担当課	上下水道部工務課	上西課長・高橋工務係職員	
		土木課	寺西課長・坂本主査	
浄水場		乾補佐・古林主査		
施設管理課 施設整備課		川口生涯学習部長兼施設管理課長・稲垣施設整備課長・吉川施設管理係長・上埜施設管理係職員		
審議対象期間	平成24年12月1日 ~ 平成25年5月31日			
抽出案件	総件数	5件	(備考)	
一般競争入札		4件	期間内入札等件数 一般競争入札 76件 指名競争入札 0件 随意契約 11件	
指名競争入札		0件		
随意契約		1件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回答
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
1-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について	平成24年12月1日から平成25年5月31日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。
1-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について	各抽出案件について、各担当課から工事概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。
●抽出案件(稲倉送・配水管布設替工事(総合公園内3工区):一般競争入札:上下水道部工務課発注)について	
設計金額が高いのはどうしてですか。	本工事については、金額が大きくなることから4区画に分けて順次、工事を行っています。1区画でも高額になってしまいます。理由としては管の口径が大きいことから、材料費が高くなってしまっているためです。
本工事を他工事よりも優先した理由は何ですか。	稲倉配水池は布設して40年経過しており、また約1万世帯の水を賄っています。ここが震災等で断水になってしまった場合、かなり影響が大きいと考えられるため、他工事より優先して工事を行っています。
応札者数が少ないですが、どうしてだと考えますか。	市内登録業者だけの参加では施工実績等の条件から応札者が限定されることから、県内本店の登録業者まで参加できるように地域要件を拡大しました。しかしながら、応札が少なかった理由についてはわかりません。
この規模の工事になると、通常これぐらいの応札者数ですか。	管工事において、予定価格五千万前後の工事になると入札時期にもよりますが、ほぼ平均的な参加者数と考えます。
本工事の際の対象業者のうち、市内登録業者は何業者いましたか。	平成24年度の市内登録業者は12業者、県内本店の登録業者が31業者で、計43業者が入札参加対象業者でした。
県内本店の登録業者まで、入札参加業者を拡大したとのことですが、広報やお知らせは従来からされていますか。	ホームページで公告を掲載しています。また、今回初めてではないので、これで十分対応できていると考えています。
奈良県内の自治体でも県内の登録業者まで、入札参加業者を拡大しているものですか。それとも市内登録業者のみで入札を行っているものですか。	生駒市では市内支店も含みますが、奈良県内の自治体では原則、市内本店業者のみで行っています。本案件のように大きい工事、小さい業者では難しいものについては、当然大手の業者に発注している場合があると思います。その工事の内容によって変わってくるかと思っています。
開札録を見ると応札金額が各社で数万円単位で差があるだけで、偶然には思えないのですが、この点について、こういう事でそろっているのではないかと推測がつかますか。	予定価格や最低制限基準価格を事前公表していますので、それを目安に入札金額を入れてくるため、狭い範囲に金額が集中してしまうのだと思います。

質 問	回 答
<p>生駒市では市内業者だけでなく、県内の業者が入ってくる場合がありますが、逆に他の自治体の入札には、本市の市内業者は応札することができないようです。その点、市内業者はどのように思っているか何か聞いていますか。</p>	<p>その点について、市内業者としては不満をお持ちです。以前市長の方から奈良市に対して、大きい工事等があった場合は生駒市や大和郡山市の業者でも参加できるような制度にしてもらえないかの申し入れをされたことがあるそうです。ただし、奈良市の方は市内業者のみで十分競争性が確保されていることもあり、本市の業者が参加することはできていません。やはり、地元業者の育成という観点も必要なんですが、競争性を高めるためにはある程度、参加業者の範囲を広げる必要もありますので、そういう点で不満をお持ちの方がおられます。</p>
<p>競争性の確保と公平性の両方とも求めているとすると、自治体間の協力が必要だと思います。発注の業務というものはまさに自治の範囲であると思いますが、同じような悩みというものはどの自治体も抱えているはずで、入札制度改革の時にでも議論をして、是非、周辺の自治体と協力体制を模索してもらいたいと思います。</p>	<p>奈良市には奈良市のご事情があり、また、事業所数もたくさんあります。本市の業者を参加させると奈良市の業者が不満を持つと思われるので、協力体制というのは難しいのではないかと思います。</p>
<p>奈良市はかなり大きい市となりますが、同規模の市と協同して、入札制度を作っていくことはできないかと前から考えています。今回、課題として、改めて提起されたということで検討していければと考えます。</p>	
<p>抽出案件(大谷線道路舗装工事:一般競争入札:土木課発注)について</p>	
<p>本工事の必要性を説明願います。</p>	<p>バスが頻繁に通っており、交通量も1万台あり、市内幹線道路の中では、非常に交通量の多い道路となります。こういうことから路面の状態も悪く、近隣の家にも振動があるということもあり、3工区に分けて工事を行っています。</p>
<p>分割して工事を行う必要があるのですか。</p>	<p>全ての道路占用となると、交通の影響や地元対策も考えると難しく、また交付金も本工事に全て使用するとなってしまいますと、他の舗装工事はできない場合がありますので、分割して工事を行っています。</p>
<p>落札業者と事後審査の結果、無効になった業者との関係性は、何もないですね。</p>	<p>一切関係ありません。</p>
<p>●抽出案件(取水井現場操作盤等更新工事:一般競争入札:浄水場)について</p>	
<p>応札数の少ない理由について、どうしてだと考えますか。</p>	<p>設備関係というのはそれを取り扱っているメーカーとの調整等があるため、それを行える業者が少ないからではないかと考えています。</p>
<p>過去の同種工事の入札においても応札数は少ないですか。</p>	<p>過去の同種工事においても応札数は少ないです。浄水場というのは特殊な施設であり、既存の設備を改修するということになりますので、どの業者でもできる工事でないのかも知れません。</p>

質 問	回 答
<p>対象業者数は多いのですが、技術的なところで、実際的には、限られた範囲の業者しか対象にならない構造があるということでしょうか。</p>	<p>全ての機器を取り替えるのならまだしも、既存の機器を活かしながらというのがネックとなるのだと考えられます。</p>
<p>応札者が少なかったとしても、一定の競争性が図られていると考えますか。</p>	<p>一般競争で、どれだけの参加者があるかわからないため、競争性が発揮できていると考えます。</p>
<p>実質的には参加者が分からないため、競争性は働いているはずだということですね。</p>	<p>毎年、同じような業務を繰り返すような仕事で、このような事象がずっと発生した場合においては、随意契約の方が交渉がしやすいので、金額的にある程度抑えることができるかもしれません。ただし、水道事業の案件を扱うようになったのは平成22年度からであり、まだ水道事業の入札案件が少ないため、検証しないとわかりませんが、同じような内容で、同じ業者が1者、2者しか入ってこないとなった場合は、随意契約も1つの選択肢となるのではないかと思います。</p>
<p>随意契約に切り替えるとなった場合、元の設置業者との交渉が優先されるのでしょうか。</p>	<p>そうなると思います。</p>
<p>そこまでの特殊性があるかどうかの判断は必要になるということですね。</p>	<p>必要になります。</p>
<p>変更契約の金額が増額になっていますが、その理由はなんですか。</p>	<p>当初、既設の電線管の中に新たにケーブルを入れる予定だったのですが、ケーブルも腐食しており、電線管から抜くことができませんでした。そのため、新たに電線管を埋設し、ケーブルを入れ直したのが、主な増額理由です。</p>
<p>工事に差はつきますか。業者によって成果物に違いは出るのでしょうか。</p>	<p>成果物としては同じだと思います。現場監督もそのように指導します。ただ、技術提案の安全管理や施工管理についての創意工夫等で違いが出てくると思います。</p>
<p>●抽出案件(たけまるホール増築・改修及び耐震補強工事：一般競争：施設管理課発注)について</p>	
<p>増築・改修工事と耐震補強工事の2つの工事を一括発注したのですか。</p>	<p>一括発注することで経費が安く済むことから併せて発注しました。</p>
<p>本工事は国から補助金の対象工事になっていますか。</p>	<p>耐震工事分が1/3、増築工事は1/2の補助金が出ることになっています。</p>
<p>落札業者は奈良県の業者ですか。</p>	<p>奈良市の業者です。</p>
<p>市内本店業者の応札は無かったのですか。</p>	<p>市内本店業者は登録がなく、市内支店で3者登録があり、県内本店が20者で、計23者が対象業者です。</p>
<p>年間20万人も使用する施設ということですから、いろんな声を反映したり、工夫等が提案できるプロポーザル方式で行うという案はなかったのですか。</p>	<p>一から作る場合はプロポーザル方式も考えられますが、今回の場合、増築工事ですので、控室の増築等がメインとなり、それほど難しい工事でありませんので、工夫等の余地はないと思います。</p>

質 問	回 答
<p>入札保証の未提出ということで無効になっている業者がありますが、どういう理由からですか。</p>	<p>通常案件は、入札保証金免除となっていますが、本案件は入札保証金が必要でした。開札前日までの事前提出でしたので、おそらく公告の中身を見落とされたのだと考えます。</p>
<p>●抽出案件(たけまるホール増築・改修及び耐震補強工事監理業務:随意契約:施設管理課発注)について</p>	
<p>監理業務の金額ですが、こんなにかかるものですか。</p>	<p>設計金額については、国土交通省の独自の計算式に基づいて、算定していますので、適切な金額であると考えます。</p>
<p>なぜ、この業者と随意契約を締結したのですか。</p>	<p>この業者が本工事の設計業務を行っていたからです。</p>
<p>生駒市では通常、設計業務を行った業者に監理業務を任すような運用をしているのですか。</p>	<p>設計業務と監理業務を行う年度が違うため、このような形での運用が多いです。</p>
<p>この設計業務の落札率はいくらですか。</p>	<p>70.86%です。</p>
<p>設計業務と監理業務を行ってもらう年度が違うということですが、一括での入札をしたら、入札金額が下がるということはないですか。</p>	<p>一概には言えないと思います。</p>
<p>逆に設計業務と監理業務は別に発注しないといけないものですか。</p>	<p>必ずしもそうしないといけないものではありません。ただ、基本的には単年度予算ですので、次の監理業務の予算が取れていないとなると別々での発注となります。複数年度で予算を取っていれば可能です。</p>
<p>設計業務を請け負った業者の方が、金額交渉とかもしやすいのですか。</p>	<p>設計をしていますので、内容も熟知していることから金額交渉もしやすいです。</p>
<p>設計業務を落札したら、監理業務もお任せするということは明らかにされているのですか。</p>	<p>約束はできませんので、そういう条件は付けていません。</p>
<p>業者の方は、設計業務を落札したら監理業務も付いてくると想定しているのではないのですか。</p>	<p>何とも言えませんが、生駒市ではそういう運用を行っているので、そういうことも考えているかもしれません。</p>
<p>設計業務の入札は、通常、落札率が40%や50%とすごく下がりますが、生駒市の場合、後日、監理業務が付くという関係で下がっているということはありませんか。</p>	<p>建築設計業務は、平均落札率が約70%ぐらいです。どうしても建築は構造計算等が必要になってきますので、土木系設計業務の落札率とは若干違います。</p>
<p>1-(3) 入札参加停止措置の運用状況について</p>	<p>平成24年12月1日から平成25年5月31日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>奈良県からの入札参加停止の情報があるということですが、奈良市からの情報提供とかはないのですか。</p>	<p>市町村間の情報提供はほとんどありません。</p>
<p>奈良市で入札参加停止になっていても、生駒市ではわからないということですか。</p>	<p>基本的にそうなります。</p>

質 問	回 答
<p>不資格業者を一定期間排除するというのはどこの自治体にとっても行うべき対応だと思いますので、広範囲で入札参加停止の情報を共有することはできないのですか。</p>	<p>奈良県が建設業の許認可を持っていますので、法律に触れるようなものについては、まず奈良県へ行きますので、奈良県を通じて、各市町村へ通知されます。</p>
<p>そういうことであれば、あまり市町村間でやってもあまり意味がないですね。</p>	<p>本市の契約事案等で発生した場合は、奈良市では入札参加停止は行いません。この件をもって、奈良県が入札参加停止を行うかという行わないので、他の市町村でも行わないこととなります。また逆に、奈良市でも同様の事案があったとしても生駒市で入札参加停止は行いません。</p>
<p>落札決定を受けたのに契約を辞退した場合について、生駒市に損害を与えていると思いますが、罰金とかはないのですか。</p>	<p>入札保証金を取っていれば、保証金を没収することができのですが、ほとんどの案件で入札保証金を免除していますので、罰金等はありません。</p>
<p>1-(4) 平成25年度の主な入札制度改革について</p>	<p>①生駒市建設コンサルタント等業務委託最低制限制度試行要領の廃止 …建設コンサルタント等業務委託に対しての最低制限価格を設定しない入札を行い、一度様子を見たいと考えています。なお、これによって、不具合が生じた場合、新たな最低制限価格制度の検討を行いたいと考えています。</p>
<p>コンサルタントとは言え、やはりダンピングや不良仕事の問題があると思いますので、監視を強めていく必要があると思います。そういう条件で、運用を行っていただければいいかと思います。</p>	<p>②生駒市設計業務等成績評定要領に基づく評定結果の活用 …コンサルタント業務に関連して、生駒市では業務成績をつけています。その成績結果を活用しようと考えています。</p>
<p>49点というのは妥当な数字ですか。</p>	<p>非常に悪い成績です。工事の場合は事故による減点がありますので、ある意味致し方ない場合があります。ただ、業務での49点と言いますと例えば、打ち合わせに管理技術者が出席しないなど、非常に不良であることは間違いありませんので、入札参加停止を行ってもなんら問題はないと思います。</p>
<p>49点は非常に厳しくされても仕方がない数字であるという事ですが、59点以下についても入札参加の制限を加えるということですね。</p>	<p>1年間、入札参加できないようにしたいと考えています。また、業務は工事と違い、管理技術者、人にも点数を付けるようになっていきます。土木設計業務は企業と管理技術者は同じ点数になりますが、建築設計業務は違う点数の場合があります。企業の点数が60点以上あっても、管理技術者としては点数が悪いという場合があります。そういう管理技術者にあっては1年間、その管理技術者の配置を制限します。</p>

質 問	回 答
<p>成績優秀業者等の表彰制度ですが、これを活用して入札制度に反映させることはできないのですか。</p>	<p>工事も同様ですが、優秀な業者をどう活用するかという点になるんですが、他自治体の例ですと、工事の発注数が多い自治体でしたら、1業者あたりの手持ち工事数を決めている場合があります。成績優秀業者はそれを増やすことが出来るなどの活用方法を講じています。しかし、生駒市ではそれほど発注件数がありませんので、どういう活用方法がいいのか、難しいところですよ。今のところ、総合評価方式で加点するという方法ぐらいにとどまっているのが現状です。</p>
<p>総合評価の加点ですが、それほど大きくはないですね。</p>	<p>加点しても1、2点だと思います。</p>
<p>業者側から見ると名誉に思ってもらえるものですか。</p>	<p>工事は目標にしてやっている業者もいます。今まで出ていないのもありますし、80点という点数は工事も業務もかなり高いので、それを目標に頑張ろうという業者がいると思います。</p>
<p>80点がかかなり高いハードルであるのなら、なおのこと、頑張っている業者に仕事が回るような方法があればいいのですが、何か方法はないものですか。</p>	<p>生駒市の成績評定の基準は、国の基準に合っています。その理由は、例えば総合評価でありますと国の表彰によって加点されるという項目がありません。将来的には市町村間で使えないかということで基準を統一して行っています。</p>
<p>成績不良業者に対しての制限等の対応と、成績優秀業者に対しては、現状は表彰制度の策定ということですが、成績優秀業者に対しては何かいいアイデアをお願いしたいと思います。</p>	<p>③予定価格等事後公表の試行継続 …平成25年度も予定価格等の事後公表を行います。既に行った建築工事の入札が2件ありましたが、いずれも不落という結果となっています。</p>
<p>なぜ不落になったと考えますか。</p>	<p>建築工事に限っては、高止まりの傾向です。また、少額随意契約での見積書についても市の予定価格よりも高くなってきています。</p>
<p>今ある建築資材や人件費の高騰を受けてということですか。</p>	<p>この案件については、新年度単価を採用していますので、それだけが理由ではないと思いますが、一般的によく言われているのが、現在、たくさんの公共工事が出ていますので、職種によっては人手が足りていないのが理由にあるのかもしれませんが、今後、業者へのヒアリングを検討しています。</p>
<p>入札金額にかなり開きがありますが、やはりあまりきめ細かい積算を行っていなかったのではないのですか。</p>	<p>そうこうことはないと思います。建築工事はいずれにしても下請に出さないと自社で全てを行うということでは少ないので、しっかり見積を取らないと、受注しても損してしまう場合が出てきます。今までの事前公表においても、最低制限価格よりもかなり上での応札というのがありましたので、土木工事と比べると経費がかかると考えられますし、また市の積算がある程度厳しいとも考えられます。</p>
<p>仮に事前公表を行っていた場合、どうなっていたと考えられますか。</p>	<p>最低制限価格よりかなり上の方になりますが、どこかの業者が落札していたと思います。</p>

質 問	回 答
<p>落札業者は無理して取りに来ているということですか。</p>	<p>無理しているかどうかというところはあるんですが、確かに図面から必要経費を積算していきますので、こういう結果になったのかなと考えています。</p>
<p>事後公表を行うことについて、業者側の反応はどうですか。</p>	<p>件数も少ないせいか、特に事後公表で困るという声はありません。ただし、前回の聞き取り調査では事後公表がいい、事前公表がいいという意見は半々でした。</p>
<p>不落になるのは大変だと思いますが、こういうことが起こることは想定していましたか。</p>	<p>担当課には不落によって、調整等で苦慮してもらっていますが、建築工事は、事後公表の試行の検証を行う上で、どうしても事後公表で行う必要のある工事となります。また、事後公表に切り替えた自治体のアンケート結果にも不落が増えるという結果が出ています。それから現在、土木一式工事で3件、事後公表の公告を行っており、そのことで公文書の開示請求が出てきています。2ヶ月間で18件あり、主な開示請求は過去の設計書です。設計単価については全て開示しますので、担当課では少し負担になってきていると聞いています。</p>
<p>業者側で積算してもらおうということではいいことですね。</p>	<p>過去の積算から自分たちの積算を検証することだと思います。</p>
<p>今回は事後公表についての現況報告ということですね。</p>	<p>まだ、5件だけですので、事後公表の結果を見て、次回の委員会までに検証を行いたいと考えています。</p>
<p>それでは、今年度の事後公表の結果を見て、不落になった分も含めて、事務局で検証をお願いしたいと思います。</p>	
<p>1－(5) 入札制度改革前・後における落札率の変化について</p>	<p>前回の委員会において、入札制度改革前・後における落札率の変化について、主要な工種について調べて欲しいと依頼がありましたので、調査を行いました。</p>
<p>入札制度改革前・後の落札率の変化はホームページや広報で掲載されるのですか。</p>	<p>今のところ、特に考えていません。検討したいと思っています。</p>
<p>平成15年度頃に入札改革を行っていた自治体がどれだけあったんですか。入札改革が始まったのは何かきっかけがあったのですか。</p>	<p>平成16、17年度頃から始まったと思います。東北地方の県知事が談合で逮捕されたことが1つのきっかけだと思います。</p>
<p>生駒市は他市町村に先駆けて、入札改革を行ってきたと思いますので、是非、PRにも取り組んでいただければと思います。</p>	
<p>1－(6) その他</p>	<p>①業界新聞の見出しから見る公共事業を取り巻く環境の変化 …前回の委員会において、政権交代によって、どのように変化があるかを調べて欲しいということでしたので調査を行いました。</p>

質 問	回 答
<p>資材の単価はどうなっていますか。</p>	<p>資材は10数%上がっているものもあります。ただ、旧年度単価(平成24年度)は非常に低いので、元の水準に戻ってきているというのが現状です。今後はどうなるかは分かりません。</p>
<p>国の経済対策の一環で、指名競争入札に戻ってきているということですが、これはどういうことですか。</p>	<p>不調を避けたいということだと思います。</p>
<p>生駒市でも不調が出てますが、これだけの予定価格でも取りに行こうということにはならないんですか。</p>	<p>今はならないです。</p>
<p>通達には予定価格の事前公表の見直しがありますが、これはどういうことですか。</p>	<p>事前公表になりますとその価格になってしまうということがあると思います。</p>
<p>こういう状況を受けて、委員会でも検討していかなければならないことはありますか。</p>	<p>業者からは、いつまで古い最低制限価格の算定方法を使っているのかとご指摘を受けます。県下でも平成20年モデルは古くなってきています。</p>
<p>生駒市の場合は、国に先んじて行っていたこともありますので、単に合わせるのではなく、独自に判断するというのでいいのではないのでしょうか。これからの検討課題になると思います。</p>	<p>②過去の高落札率及び不落の状況について …平成21年12月11日から平成25年7月1日までの間に気象変動型最低制限価格制度を用いて執行した421件の入札で、落札率が90%以上の案件が19件あり、内8件が変動に起因するものと考えられます。また10案件で最低制限価格未満での不落が発生しています。</p>
<p>この事例であれば、不落が排除できるような規定を作ればいいのかと思うのですが、何かいい方法がありますか。</p>	<p>いろいろと検討はしていますが、予定価格以下の入札を何をもってダメとするか、その点が難しいです。</p>
<p>いろいろ検討して、現在、変動型最低制限制度を用いていますが、変動なしにしたらこういう事にはならないのではないですか。</p>	<p>変動なしの方が、合理的であり、経済的であることは間違いありません。ただし、入札金額が最低制限価格に張り付いてしまい、くじでの決定が多くなるだろうと考えられます。全ての入札がくじではなく、最低制限価格を設けない入札案件も数多くありますし、設定する案件でも、建築工事では最低制限価格よりも高い金額で落札しています。入札案件の約半数が抽選になる可能性があると思います。</p>
<p>事後公表にしたら、抽選はなくなるけれど、不落が出たり、高落札率も増えるかもしれないということですね。</p>	<p>不落は出てくると思いますし、落札額も高くなると思います。前回の検証でも報告したとおりです。</p>
<p>変動型であっても、固定型であってもくじになる場合は出てくるということですね。</p>	<p>どんな方法であってもくじになります。また、入札方法はいろいろあるかと思いますが、合理的で、経済的な方法としては、事前公表で、最低制限価格の固定型が一番いいのではないかと考えています。ただ、くじでの決定が非常に多くなります。</p>

質 問	回 答
<p>別にくじ引きでも、業者の方が納得してくれるのであれば、それでも構わないと思いますが、当時、不満がありましたので、やむを得ず、変動型にしたという経緯があったかと思います。それを戻すとなると、いろいろ支障が出てくるのではないですか。</p>	<p>業者へ聞いてみても、今の変動型でしたら、くじ引きみたいなものだ感覚を持っていますので、あまり抵抗はないのではないかと思います。</p>
<p>気象変動型の方が、業者受けがいいと聞いていましたが、その点はどうですか。</p>	<p>業者受けがいいのではなく、気象変動型の方が、公平性の担保が取れるということです。以前は、応募業者の入札価格によって、変動させていましたので、故意に変動させることが可能でした。気象変動型の場合は、全く恣意的なものが入っていませんので、業者間で組んだりということは結果として、全くありません。そういう意味で気象変動型は非常に公平性が高いといえます。</p>
<p>業者から見るとくじよりはいいということですか。</p>	<p>奈良県ではくじなんですけど、業者によってはくじは強いけど、生駒市のやり方は弱いと言う業者もいますので、いろいろな意見があると思います。しかしながら、最終的にはくじで決める制度になることには変わりはないと思いますので、全ての業者が納得するかどうかは確かにあります。</p>
<p>最低制限価格を固定にするのがいいのか、変動型にするのがいいのかという点で、生駒市のコスト面ではどちらがいいのですか。</p>	<p>それほどコスト的にはあまり変わらないと思いますが、不落があるかどうか、一番関わってくると思います。また、変動型で最低制限基準未満になった業者からすると、低い金額で受注するといっているのに、金額が高い業者が落札するというのは、制度上問題があるのではないかという非難もあるかと思います。それから、事後公表においても事後公表なのになぜ変動するのかと業者から指摘を受けています。</p>
<p>事務局としては、事前公表にして、最低制限価格を固定にして、複数業者いたら、くじで決めるというのが、入札方法として合理的であるということですね。</p>	<p>一度してみないとどういう弊害が出るのかは分かりませんが、現状ではその方法が一番いいのではないかと考えます。ただし、事後公表も試行中でありますので、その点も精査しながら、検討していきたいと考えています。</p>
<p>現制度には、不落の問題があるという状況がよく分かりました。すぐに決めるというのは難しいと思いますので、事後公表の試行とともに、更なる検証を行ってもらって、来年度以降で、審議を深めて、方向性を決めればと思います。</p>	
<p>4 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p>	<p>生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2号に基づき、森委員長に決定しました。</p>
<p>5 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、定例会議として平成26年1月末頃に開催することに決定しました。</p>